

名張市小中一貫教育推進方針

～縦の接続を重視した教育の推進～

令和6年4月策定

名張市教育委員会

目 次

はじめに	1
1 小中一貫教育の定義	2
2 小中一貫教育が求められる背景	2
3 本市における現状と課題	3
4 本市における小中一貫教育	4
5 小中一貫教育でめざす姿	5
6 小中一貫教育の基本的な方針	6
7 推進のための3つのポイント	7
8 小中一貫教育推進のキーワード～3つの「つなぐ」	8
9 小中一貫教育の具体的な取組	9
10 中学校区における小中一貫教育グランドデザインの策定	18
11 中学校区における小中一貫教育推進計画の策定	19
12 小中一貫教育の実施	20
13 小中一貫教育の点検・評価の実施	21
14 小中一貫教育の教職員研修の実施	21
15 小中一貫教育推進組織の設置及び役割	22

はじめに

平成18年に改正された教育基本法第5条第2項には、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」という義務教育の目的が定められ、続く平成19年には、学校教育法に小中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設されました。

また、平成26年の中央教育審議会において、①教育基本法、学校教育法の改正による義務教育の目的・目標規定の新設、②近年の教育内容の量的・質的充実への対応、③児童生徒の発達の早期化等に関わる現象、④中学校進学時の不登校、いじめ等の急増など、「中1ギャップ」への対応、⑤少子化等に伴う学校の社会性育成機能の強化の必要性を背景として、小中一貫教育の総合的な推進方策が示されました。

さらに、平成27年6月24日に学校教育法等の一部を改正する法律が公布され、一人の校長の下、一つの教職員集団が9年間一貫した教育を行う新たな学校種（義務教育学校）が制度化されるとともに、互いに独立した小学校と中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を実施する仕組みも併せて制度化されました。

近年、この一連の流れを受けて、小学校と中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として、学習指導や生徒指導等において連携・協力し、責任を共有して目的を達成するという観点から、双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組む機運が高まり、各地域の実情に応じた小中一貫教育の実践が増加しています。

また、現行の学習指導要領においても、社会と共有・連携しながら実現させる学校教育を目指す「社会に開かれた教育課程」の実現が求められ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善をはじめ、道徳の教科化やプログラミング教育等、新たな教育活動が提言され実践が求められています。

「社会に開かれた教育課程」が強調されていることは、「非認知能力」に強く焦点が当てられたからであると考えます。「非認知能力」は学校単体の中だけで育まれるものではなく、地域社会とつながる中で、「自然」「地域」「文化」「人」等に触れ、支え、支えられ、“多様な考え・価値観・学び・夢”等に触れる中で緩やかに育まれるものであると考えます。「非認知能力」を小中学校が一体となり地域社会全体で育てていくためには学校の中だけでの学びから、学びを開いていく仕組みが必要です。

本市では、総合計画『新・理想郷プラン』におけるまちの将来像を基に、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、今日的な教育課題を解決することを目的とし、名張市教育振興計画「第一次名張市子ども教育ビジョン」（計画期間平成22年度～27年度）に0歳から18歳までの育ちの連続性を考えた縦の連続を重視した一貫した教育を位置付け、また、「第二次名張市子ども教育ビジョン」の前期計画5年間（平成28年～令和2年）で小学校と中学校の連携した魅力ある学校づくりの推進により、小学校から中学校にかけての接続部分の円滑化を図り、小中一貫教育の基礎を築いてまいりました。

今後、学ぶ楽しさやわかる喜びをより実感し、更なる学力の定着と体力の向上を図るためには、接続部分の円滑化に加え、児童生徒や学校、地域の現状と課題を踏まえながら、小中学校がともに9年間の子どもの育ちと学びの系統性・連続性を重視した教育に取り組むことが一層求められています。そこで、本市の学校教育をより質の高いものとするため、従来取り組んできた小中連携教育を、令和2年度に市内全ての小中学校が小中一貫教育へとステップアップし本格実施となりました。

令和3年度から「第二次名張市子ども教育ビジョン」後期計画の実施年度に入り、令和5年度からは、名張市総合計画「なばり新時代戦略」に基づいた施策の推進を図っています。子どもの「夢を実現する力」「社会を拓く力」を学校と家庭、地域がともに育くむことを再確認し、本市の目指す「コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育」の一層の推進を図るために、この推進方針を策定します。

1 小中一貫教育の定義

名張市【小中一貫教育】の定義

小中連携教育のうち、小中学校がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

＜以下、文科省の「小中一貫教育等についての実態調査の結果」から引用＞

小中連携教育・小中一貫教育の定義（文部科学省 平成27年2月「小中一貫教育等についての実態調査の結果」）

小中連携教育：小・中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育：小中連携教育のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し系統的な教育を目指す教育

2 小中一貫教育の導入が求められる背景

（1）教育内容や学習活動の質的・量的充実への対応

現行の学習指導要領においては、社会と共有・連携しながら実現させる学校教育を目指す「社会に開かれた教育課程」が求められ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善をはじめ、道徳の教科化やプログラミング教育など、新たな教育活動が提言されています。

このような教育内容や学習活動の質的・量的充実に対応するために、小中学校の教員が連携して、小学校高学年での専門的な指導の充実や、児童生徒のつまずきやすい学習内容についての長期的な視点に立ったきめ細かな指導など、学習指導の工夫に取り組むことの重要性が増しています。

（2）身体的発達の早期化等に関わる現象への対応

昭和20年代と比較すると、身長の伸びや初潮年齢など、思春期の到来時期が2年ほど早まり、小学校高学年段階における子どもの身体的発達の早期化が指摘されています。

こうした中、小学校高学年から急に自己肯定感や自尊感情が低下する、あるいは「学校、授業の楽しさ」について否定的になる傾向となり、個人差の拡大や興味関心の多様化、個性伸長への対応が求められています。

思春期の子どもの指導に当たっては、様々な大人が多様な視点で関わることや、より専門性の高い指導により、自分のよさを発見しやすくしたり、学習意欲を高めやすくしたりするなど、小中学校の教職員が連携した指導の工夫が必要となっています。

（3）生徒指導・学習指導上の問題等への対応

中学校への進学に際し、新しい環境での不適応への効果的な対応が求められています。

生徒指導面では、小学校高学年から中学校にかけて不登校、いじめの認知件数等が大幅に増えることが経年的な傾向として明らかになり、また、学習指導面においても、「授業の理解度」や「教科の好き嫌い」など学習上の悩みを抱える子どもが増える傾向が明らかになっています。

こうした事象の要因として、小中学校の教育活動の差異や、小学校段階からの学習面でのつまずきの蓄積、小学校段階では顕在化していなかった人間関係の課題などが存在しているとの指摘があります。

そのため、適度の段差が小中学校段階間に存在することの意義や教育効果について考慮しつつ、指導体制や学習方法、生徒指導、放課後・休日の生活の違いなど、小中学校や学年間の段差や接続に配慮した教育課程を編成し、義務教育9年間全体での取組を充実させていくことが求められています。

(4) 社会性育成機能の強化の必要性

共稼ぎ世帯や一人親世帯の増加や地域コミュニティの形成が難しいといった様々な背景の中で、大人と子どもの関わりが減っているとの指摘があります。また、集団での遊びの機会や異年齢の子ども同士の関わりそのものが減っているという現状も指摘されており、子どもの社会性を育成するために、子どもたちの集団教育の場である学校の役割への期待が大きくなっています。

こうした背景の下、多様な異学年交流の活発化、より多様な教師・大人が児童生徒に関わる体制の確保、中学校区を単位にした地域の教育力の強化など、子どもの社会性育成をめざす教育活動の充実を図ることへのニーズが高まっています。

(5) 学校現場の課題の複雑化・多様化

近年、複雑な家庭環境で育つ子どもの増加、特別支援教育の対象となる子どもの増加、いじめ・不登校など生徒指導上の問題の増加、保護者ニーズの多様化と対応の困難化、時代の要請に伴う教育活動の高度化など、学校が抱える課題は複雑化・多様化しています。

こうした中、これまでのように「個々の教員や学年単位、学校単位の努力だけでは十分な対応が困難である」という認識が広がりつつあり、中学校区単位での学校同士の連携や家庭、地域との協働等による、子どもに関わるすべての人でつくり上げる質の高い教育活動が求められています。

3 本市における現状と課題

(1) 子どもに関する現状と課題

近年の諸調査の結果から、本市では、学力、体力、社会的適応力などに課題がある児童生徒や不登校児童生徒を含めた長期欠席児童生徒の増加が明らかな課題になっています。

これらの改善に向け、

- ① 集団社会における人間関係を形成する力
- ② 自己有用感を形成する力
- ③ 将来に向かって意欲的に自己を伸ばしていく力
- ④ 課題対応能力 などの力を育てていくことが課題となっています。

(2) 学校間の連携に関する現状と課題

本市においては、全ての中学校区で小中一貫教育に取り組み、中学校区グランドデザインを作成し、あいさつ運動や情報交換会からスタートし、合同研修会や授業参観など、多くの取組が行われ、

小学校から中学校にかけての接続部分の円滑化を図っています。

一方で、

- ① 児童の学習上・生活上の課題の引継ぎ
- ② 学習や生活のルールの共有
- ③ 各教科における系統的な教科指導
- ④ 切れ目ない特別支援教育 などに取り組むに当たっては、義務教育9年間を連続した教育として捉え、9年間を通した教育のあり方を小学校と中学校が十分に共有できる環境が整っていなかったことが課題にもなっています。

4 本市における小中一貫教育

学習指導要領の理念である「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」で構成される「生きる力」の育成に向けて、本市における小中一貫教育では、自分のよいところや興味・関心のあることを見つけ、目的意識や見通しを持って課題に挑戦することで自らを伸ばしていき、他者とよりよい人間関係を築くことのできる、子どもの「夢を実現する力」「社会を拓く力」を学校と家庭、地域がともに育てていきます。

「夢を実現する力」「社会を拓く力」を育てるに当たっては、小学校及び中学校が家庭、地域とともに義務教育9年間で育てる「めざす子ども像」を共有し、学びや育ちの系統性・連続性に配慮した9年間を見通す教育課程を編成するとともに、地域とのつながりを生かした特色ある教育活動と学校運営を行っていきます。

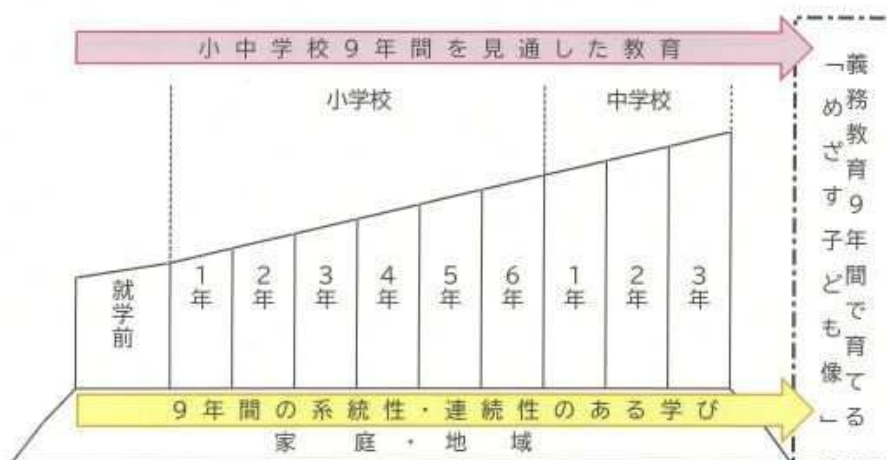
小中一貫教育推進の効果として、

- ・授業の理解度の向上、学習・運動習慣や学習方法等の定着を進めることで、学力と体力の向上につながります。
- ・挑戦する心の育成、自己有用感・社会性の醸成を進め、よりよい人間関係を築くことにより、豊かな心の醸成が図られます。
- ・地域の教育力向上と活性化、地域とともにある学校づくりを進めることで、地域との協働関係が強化されます。
- ・指導方法や指導体制の工夫改善、協働体制の構築等により、教職員の教科指導力・生徒指導力の向上が図られます。

以上のことから、本市においては、これまで全中学校区で小中連携に取り組んできたことによる成果を基盤とし、小中学校が協働し家庭、地域と連携を図りながら、義務教育9年間を一まとまりと捉え、系統的で連続した教育活動を進めていくことで、子どもたちに確かな生きる力を育む小中一貫教育を、全ての中学校区で一斉に推進することとしました。

☆9年間を見通した教育

9年間の系統性・連続性のある学び



5 小中一貫教育でめざす姿

小中一貫教育に取り組んでいくには、子どもをどのように育てるのか、学校と家庭、地域が共通理解を図り、連携・協力して教育活動や学校運営に取り組んでいくことが重要になります。本市では、小中一貫教育に取り組むに当たり、めざす姿を次のように設定します。

(1) 小中一貫教育でめざす「子ども」の姿

9年間を見通す教育の推進を通して、子どもの「夢を実現する力」「社会を拓く力」を育てることを目指します。

- 自分の良いところや興味・関心のあることを見つけ、将来の姿を描くことができる。
- 難しいことにも挑戦し、課題解決を通して自らを伸ばすことができる。
- 地域や異学年の子どもとの交流や協働学習をする中で、自分や他者の大切さを認め、思いやりを持ちながら他者と関わるができる。

【育む力】

- ◆確かな学力の向上・体力の向上
- ◆人間関係力の向上
- ◆いじめの防止と不登校問題の解消
- ◆ふるさとを愛する心の醸成
- ◆英語力の向上

(2) 小中一貫教育でめざす「学校」の姿

地域の強みを生かしながら、中学校区単位で小学校と中学校が共に9年間を見据えた教育を推進する学校を目指します。

- 全ての子どもが、学ぶ楽しさや分かる喜びを実感し、小中学校が支援教育の視点を持って、連携できる体制づくりを行う。

- 地域の特色を生かした中学校区ごとの「めざす子ども像」を持ち、目標の達成に向かって、家庭、地域と共に教育活動に取り組む。
- キャリア形成を意識した学びや育ちの系統性・連続性に配慮した9年間を見据えた教育課程を編成する。

(3) 小中一貫教育でめざす「教職員」の姿

一人ひとりの子どもを支えるのは、小中学校の全教職員であり、小中一貫教育を担う一員であるという意識改革を目指します。

- 小中学校の教職員が、学習や生活のルールや、一人ひとりの子どもの学習上・生活上の課題を共有しながら、9年間を見通す教育を実践する。
- 小中学校の教職員で、授業改善や生徒指導・支援の手法等について、お互いのよさを取り入れる。
- 中学校卒業後の進路を見据えた指導方法の改善や工夫を合同研修などで行う。

(4) 小中一貫教育でめざす「家庭、地域」の姿

子どもたちの9年間の成長を見守り、支える家庭、地域を目指し、小学校と中学校が共に学校と家庭、地域の連携を一層推進します。

- 学校と家庭、地域が、小中学校を単位とした9年間の目標や取組を共有する。
- 学校と家庭、地域が協働し、異なる他者と触れるきっかけを与えることで、「生きる力」を育てる。
- 学校と家庭、地域のつながりを深め、地域の特性を生かした教育活動を行う。

※注釈

小中一貫教育の第一歩は、中学校区としての教育目標やめざす子ども像を明らかにし、その目標の達成に向けた協働的な教育活動を構築することです。

本市の小中一貫教育は、各学校の全ての教育活動を揃えていくことを目指すものではありません。中学校区ごとの学校が課題や目標を共有し、一貫して取り組む柱を定めながら、各学校はそれぞれの実態や課題に応じた教育活動を進めていきます。

それらを基盤として、児童生徒に関わるすべての人が中学校を卒業する生徒の姿をイメージし、めざす子ども像として共有することは極めて重要です。

したがって、めざす子ども像を明らかにするためには、中学校区内の各学校が地域と協働して子どもの実態や課題を踏まえ、どのような力を伸ばしていくべきなのか知恵を出し合う過程を丁寧に構築していくことが大切です。

6 小中一貫教育推進の基本的な方針

本市の小中一貫教育のねらい、めざす子ども像を達成するため、次に挙げる4つの基本的な方針に基づき、小中学校における9年間の一貫した指導内容と指導方法を確立するとともに、中学校区の学校、家庭、地域が連携・協働した豊かな教育環境づくりを進めていきます。

方針1

【中学校区での『めざす子ども像』の共有】

中学校区の学校、家庭、地域が、義務教育9年間のめざす子ども像を共有し、子どもたちの「生きる力」を育成します。

各中学校区において、児童生徒の実態や家庭、地域の実情を踏まえ、中学校卒業時の子どもの姿として「めざす子ども像」を設定し、学校、家庭、地域で共有するとともに、知・徳・体のそれぞれについて発達段階に応じた重点的な視点を設定し、指導目標を定めていきます。

方針2

【中学校卒業までを見通した一貫した指導】

教育課程の編成や指導形態等の工夫改善を図り、中学校卒業までを見通して一貫した指導を行います。

各中学校区において、各種調査結果や児童生徒の実態等を分析し、発達段階ごとの課題を共有しながら、授業内容・方法の改善や学習・生活規律、習慣等の定着のための重点的・系統的な取組を明確にした教育課程を編成・実施します。また、指導形態の工夫や学年段階の区切りの柔軟化を図るなど、継続的な教育活動を展開します。

方針3

【中学校区での豊かな教育環境づくり】

中学校区を単位として、子どもの連続した学びを支えるため、学校、家庭、地域が連携した教育環境づくりを進めます。

中学校区の児童生徒の実態やめざす子ども像を家庭、地域と共有し、地域住民による学校支援や学校の地域貢献活動など、地域の教育資源を活用した教育活動を協働して展開します。

方針4

【子ども同士や教職員間の交流と協働】

子どもたちが互いに学び合う場と、教職員が協働して教育活動を進める場を設定し、豊かな人間関係づくりと教育活動の系統性・連続性を図ります。

児童生徒間の異学年交流や児童会・生徒会合同活動、地域との関わりの中での多様な人との交流により、豊かな人間関係やコミュニケーション能力の向上を図ります。また、教職員同士の交流や合同研修等により、教職員の力量を高めるとともに協働体制を確立します。

7 推進のための3つのポイント

(1)「お互いを知る」

小学校と中学校という枠組みを越えてお互いの取組や実情を交流し、小中学校の教職員や児童生徒が知り合いになることから始まります。

教職員や児童生徒の交流を促進することで、教職員や児童生徒の意識が変わり、そのことが、中学校生活への不安感の減少や学習意欲の向上、ひいては中1ギャップの解消につながります。

(2)「お互いに育む」

「お互いを知る」ことで教職員の意識変化や子どもの意欲が向上したことを受けて、小学校と中学校が系統性・連続性のある指導を行うことにより、日々の授業や生徒指導の充実を図ります。

一人ひとりの子どもを主体として考えると、学習指導や生徒指導が、学年や校種の違いで大きく変化することは、決してプラスにはなりません。全ての学年で全く同じ指導をするということではなく、子どもの発達段階や実態に応じて、系統性・連続性のある指導を行うということです。

(3)「お互いに確認し合う」

校内の取組や実践を小中一貫の観点や視点から見直し、一人ひとりの「学び」と「育ち」を校種間、学年間で確実に引き継ぎます。そのことが、9年間を見通した小中一貫教育の充実につながります。

各学年や各校種で単発的な取組を行い、自己完結してしまうのではなく、一人ひとりの子どもを主体として、子どもの姿を前面に出して、子どもたちが身につけた力やこれからつけさせたい力等を義務教育に関わるすべての教職員で、お互いに確認し合い、同じ観点や視点で取り組みます。

8 小中一貫教育推進のキーワード～3つの「つなぐ」

小中一貫教育を基本的な方針に基づいて推進していく際には、9年間の学習を系統的・継続的に行うこと、教師と子ども、学校と家庭、地域のかかわりを大切にすることなど、「つなぐ」教育が重要であると考えます。

本市では、「学びをつなぐ」「こころをつなぐ」「人と人をつなぐ」という3つの「つなぐ」をキーワードに具体的な取組を推進し、児童生徒の「生きる力」を育むための系統性・連続性のある学びを創造します。

(1)「学びをつなぐ」

学力・体力の向上を図る連続した学習活動の充実を図り、きめ細かな学びの確立、学習・生活習慣や規律の定着を目指します。

(2)「こころをつなぐ」

9年間で学ぶ「キャリア教育」の充実を図り、挑戦する心・社会性の育成、ふるさと意識の醸成を目指します。

(3)「人と人をつなぐ」

児童生徒間、教職員間、地域との交流活動等の充実を図り、児童生徒の人間性・自己有用感の醸成、教職員の指導力の向上と協働、家庭・地域との協働関係の強化（「地域とともにある学校づくり」）を目指します。

9 小中一貫教育の具体的な取組

小中一貫教育の具体的な取組について、3つのキーワード「つなぐ」（「学びをつなぐ」「ところをつなぐ」「人と人をつなぐ」）ごとに、以下のように整理して推進します。

各中学校区においては、児童生徒、家庭、地域等の実態に応じて、課題解決のための推進方策について協議し、中学校区ごとに整理・調整した中で取組を進めます。

（1）「学びをつなぐ」

ア 指導区分の編成と発達段階に応じた指導

（ア）現行の教育制度（6・3制）を基本とした実施

子どもたちの確かな学力や豊かな人間性を一層高めていくためには、教育課程が就学時から中学校卒業までの一貫性と連続性をもって編成されること、さらに、子どもたちの発達の段階に応じた効果的な指導方法や異学年交流活動等を工夫し取り入れていくことが大切です。

本市においては、現行の教育制度（6・3制）と学習指導要領を基本に、義務教育9年間を一つのスパンとして捉え、連続した「確かな学び」を創造していきます。その中で、各学年での発達段階や連続性、系統性を踏まえた教育課程を編成し、一貫した教育活動を推進します。

また、小中一貫教育を展開していく中で、学年段階の指導の区切りの柔軟な設定についても研究を進めます。

（イ）学年段階の区切りの柔軟な設定の研究と実践

子どもたちの発達の早期化への対応や中学校段階への移行に際して子どもが体験する段差の緩和を図る観点から、学年段階の区切りを柔軟に設定する取組を研究し、学年段階の柔軟な区切りをイメージしながら、教育課程の編成に取り組みます。

どのような区切りを設定するかは児童生徒の実態に応じて判断されるべきですが、単純に区切りを前倒しするというよりは、従来であれば中学校段階の指導の特徴ともされてきた取組について、小学校の指導のよさを生かしながら、段階的に小学校高学年に導入したり、小学校と中学校の教職員が協力して指導を行ったりすることにより、学年・学校段階の円滑な移行を図っていくことが必要です。

イ 一貫性のある教育課程の編成

本市のめざす子ども像の実現を目指し、9年間を見通した一貫した教育課程を編成し、実施します。

（ア）学力・体力の向上をめざす教育課程の編成

本市の小中一貫教育は、学習指導要領に準拠した教育課程により実施します。一方で、小中一貫教育を具体的に推進するためには、中学校区ごとに指導方法の工夫改善を図ることが重要です。

そこで本市では、教育課程を構成する要素として重要な「指導内容」「指導計画」「指導方法」のうち、特に「指導計画」「指導方法（指導体制の工夫）」について研究を進めていきます。その理由として、以下の2点が挙げられます。

- ・現代の社会を生き抜いていく子どもたちには、知識・技能はもとより、学ぶ意欲や自ら課題を見つけ学ぶこと、主体的に判断し行動すること、より適切な問題解決に到達することなど「確かな学力や体力」を身につけさせる必要があります。そのためには、長期的・継続的な指導の計画が必要であると考えます。

- ・子どもたちの思春期が早まっている現状の中、学習指導においても、より細かなステップで指導方法を検討することが大切です。そのため、特に小学校5年から中学校1年の期間をより重要な時期と設定し、小中学校をつなぐための効果的な指導方法を取り入れ、体系化・系統化を図っていくことが必要であると考えます。

以上のことから、小中学校9年間を通した指導計画・指導方法の工夫改善を一層推進していくこととし、次の重点により開発を進めます。

- ◆指導計画・指導方法の工夫改善に重点をおく
- ◆小中学校9年間を通した指導のポイントを明らかにする
- ◆小中学校の教職員が協働で開発することを重視する

(イ) 各教科の年間指導計画の接続と教科系統表を活用した学習指導の重点化

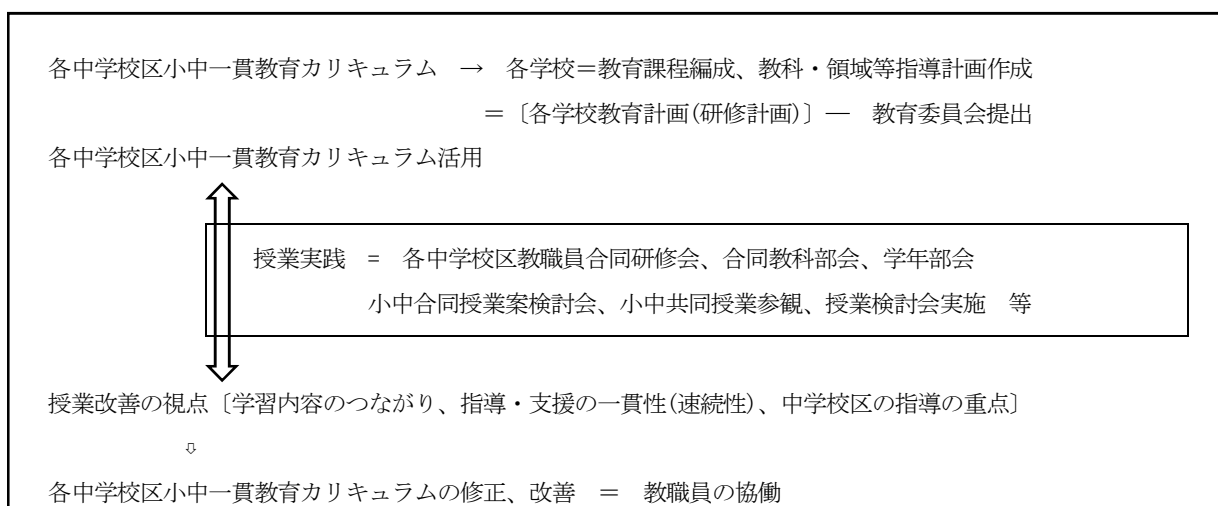
各教科の年間指導計画の作成に当たっては、各中学校区での児童生徒の学力・学習状況等の実態を明らかにすることが重要になってきます。本市では、全国学力・学習状況調査をはじめ、各種調査結果から各中学校区での児童生徒の学力や体力等の分析と共有化を図り、年間指導計画の接続と充実に役立てます。

特に、学習指導の重点化を図った教科系統表を作成し、児童生徒のつまづきやすい学習内容についての長期的視点に立ったきめ細かな指導の工夫に取り組むなど、学力の定着を図る一貫した教科指導に努めます。

【教育課程の編成及び小中一貫教育カリキュラムの活用】

- ①義務教育9年間を例えば、導入（基礎充実）期、成長（活用）期、成熟（伸長）期等に区分し、各期の指導内容の充実を図ります。
- ②各中学校区において、小中一貫教育カリキュラム（以下「カリキュラム』という。）」を策定します。
- ③各学校では、義務教育9年間を連続したものにとらえた教育課程を編成するとともに、カリキュラムを基にした各教科・領域の指導計画を作成します。
- ④各学校では、カリキュラムを活用した授業実践を行います。実践においては、中学校区で一貫した指導、支援を視点とした授業改善を進めるとともに、絶えずカリキュラムの修正、改善を行います。
- ⑤授業実践、カリキュラムの修正、改善に当たっては、教職員合同研修会の開催及び合同教科部会、学年部会等の組織化を図るなど、中学校区の全教職員の協働により進めることとします。

カリキュラム活用の流れ



ウ 小学校5・6年生（高学年）における指導体制の工夫

小学校5・6年の高学年では、学年内での交換授業や中学校の授業体験等、教科担任制の導入に向けて指導体制の工夫充実を図ります。また、算数（数学）、外国語活動・外国語、理科等の実験や体育などより専門性の高い教科、総合的な学習の時間や交流活動等の内容において、教員が校種を越えて指導にあたる授業《相互の「乗り入れ授業」》を展開し、学習内容や指導方法の充実を図り、指導計画の見直しと編成を推進します。

※「乗り入れ授業」とは、中学校教員が小学校で授業を行ったり、小学校教員が中学校で授業を行ったりすることです。

（ア）乗り入れ授業の実施

- ・小中学校の教員が、相互に行き来し行う授業、あるいはTT（ティーム・ティーチング）指導を実施します。
- ・具体的な実施教科・指導形態・実施回数や方法・体制等については、各中学校区の指導体制状況と児童生徒の実態（課題から見える教科や学習内容の焦点化）を踏まえて計画します。
- ・小中学校教員同士の事後研修が重要になることから、実施後の反省、交流を充実させ、以後の実践の改善に役立てます。
- ・管理職を含め、教職員の兼務発令のあり方について検討を進めます。

【交流活動、乗り入れ授業等の実施】

- ①各学校においては、中学校区小中一貫教育推進計画に基づき、毎年度各学校の教育計画に意図的、計画的に位置づけ、実施するものとします。
- ②実施に当たっては、小中学校教職員で十分な事前の検討のもと、明確なねらいをもって協働で実施計画を作成し、連携をとって行います。
- ③実施後は、児童生徒にアンケート調査を実施するなどの評価を行い、取組の改善に努めます。

交流活動、乗り入れ授業の実施の流れ

各中学校区小中一貫教育推進計画	→	各学校「教育計画」への位置づけ
		＝〔各学校教育計画 ― 教育委員会提出〕
実施事前検討会	→	各中学校区教職員合同研修会、合同教科部会、学年部会
実施計画作成	＝	小中(小小)教職員の協働による
実施	＝	小中(小小)教職員の連携による
事後のアンケート調査等の実施、取りまとめ		

(イ) 小学校における教科担任制の実施

- ・主に小学校5・6年生を対象に、高学年担任が一部の教科の指導を交換したり、一部の教科を担当以外の教員が専門的に担当したりするなど、複数教員で指導する体制を構築します。
- ・実施校・実施学年・実施教科・実施方法等については、各中学校区、各小学校の規模や体制、実態を踏まえて計画します。
- ・年間指導計画や時間割に位置づけ、組織体制として継続的・計画的に実施します。
- ・小中学校教員同士の事後研修が重要になることから、実施後の反省、交流を充実させ、以後の実践の改善に役立てます。

エ 学習方法、学習習慣等の定着に向けた一貫した指導

児童生徒が9年間の学習を安定的に進めていくためには、個々の教員の創意工夫のもと、学習指導の一貫性・継続性を意識して取り組むことが大切です。

小中一貫教育を推進するに当たっては、児童生徒の実態を勘案し、どのような取組を一貫させ、継続させることが望ましいかを吟味し、一定の共通認識を持って効果的な手立てを講じます。

(ア) 一貫性のある授業スタイル

授業では、児童生徒自身が「何を学ぶのか、何ができるようになるか、どのように学ぶのか」がわかること、すなわち課題提示や振り返りを確実に行うことや疑問が生まれる学習の提供など、学習過程の工夫が大切です。授業の中で課題提示と振り返りを行う一貫した授業展開を進め、確かな学力の定着を図ります。

(イ) 板書やノート指導等の活用の工夫

いわゆる合理的配慮の観点も踏まえ、板書やノート指導等の方法を緩やかに決めておくことは、児童生徒の戸惑いを減らし、学習活動に集中しやすい環境をつくる上で、大切な取組となります。小中学校の教職員が協働して、発達段階を勘案しつつ基本的なスタイルを構築し、板書やノート指導等の充実に努めます。

(ウ) 家庭学習等、学習方法・学習スキルに関する継続した指導

児童生徒が主体的に学習を進められるようになるためには、学習内容のみならず、学習方法への注意を促し、それぞれの児童生徒が自分に相応しい学習方法を模索するような態度を育てることも必要となります。

各中学校区においては、中学校段階を見据えつつ、学習の意義や家庭学習の習性化、自分

に合った学習方法の確立など、小学校段階から計画的・継続的に学習方法・学習スキル等の育成を図ります。

オ 中学校区「スタンダード」の確立と実践

中学校区でめざす子ども像を明確にし、義務教育9年間で系統的・継続的な指導の取組方策を定め、それらを踏まえ、子どもや地域の実態に即した「育てたい力」を明確にして小中学校が一貫した教育を展開します。

(ア) 児童生徒のスタンダード

授業中の約束や学校生活の規律、家庭生活習慣等の定着を図るため、各中学校区でめざしたい姿を「スタンダード」として設定し、同じ方向で継続的な指導を進め、小学校生活と中学校生活との連結を図ります。

また、中学校区の家庭、学校が一体となり、日常生活の見直しや各種通信機器（スマートフォン・タブレット等）や各種通信サービス（インターネット等）利用のルールづくりを積極的に行います。

(イ) 教師側のスタンダード

小中一貫教育を効果的に展開していくためには、個々の教職員の創意工夫が重要ではありますが、児童生徒の実態を勘案し、どのような取組を一貫させ、継続させることが望ましいかを吟味した上で、共通認識を持って取り組むことが大切です。各中学校区において、学習の流れ、授業中の約束、板書構成、ノートの作り方や家庭学習等、指導の一貫性を確保する上で必要な事項を教職員サイドのスタンダードとして設定し、教職員集団で積極的に共有しながら、効果的な指導を展開します。

カ 評価や評価方法の円滑な移行

小学校では、単元ごとのテストやノート、作品などの多様な評価資料をもとに評価が実施されています。一方、中学校では、こうした単元ごとの評価とともに、テスト範囲が広い中間試験や期末試験が行われ、評価資料として活用されます。また、小学校までの3段階評定と中学校の5段階評定の違いにより児童生徒や保護者に戸惑いがみられることもあります。

小学校において、高学年の5・6年生での定期試験を段階的に実施するなど、中学校での評価評定方法の段階的導入等について検討を進め、評価の円滑な移行を図ります。

キ 特別支援教育の充実

一人ひとりの子どもの実態やニーズに応じた一貫した教育を推進していくために、特別支援教育についても系統性を重視した教育活動を推進します。

特別な支援を要する児童生徒については、小中学校の教員が早い段階で的確な情報交換をすることにより、より適切な対応につなげていくことが期待できます。

そこで、個別の教育支援計画や指導計画等を活用して、小中学校間での引継ぎを確実に行之、個々の教育的ニーズや指導経過の密な情報交換の機会を計画的・継続的に設ける体制を整えます。また、必要に応じて、特別支援学級の合同授業や相互参観、特別支援学級の児童・保護者による中学校の授業参観、小中学校合同の特別支援教育に関する会議の開催等を進めながら、適切な指導・支援を円滑に行うことをめざします。

また、特別な支援を要する児童生徒の中には、急激な環境の変化に強い戸惑いや混乱を感じ、

学習意欲や集中力が低下してしまう場合があります、このような児童生徒が安心して過ごしやすい学習環境を整えることが重要です。教室前面掲示のレイアウトの統一やユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業、ＩＣＴ機器の活用など、小中学校の９年間を通じて、学級経営や教室環境、授業についての共通した指導・支援に取り組みます。

ク ＩＣＴ環境の整備と効果的な活用

これからの情報化社会に対応できる児童生徒を育成するためには、「情報教育」「教科指導における「ＩＣＴの活用」の果たす役割が重要となっています。

本市においては、電子黒板や校内ＬＡＮ、タブレット端末等のＩＣＴ機器の整備推進に、国のＧＩＧＡスクール構想の実現に向けて、これまで取り組んできたことから、小中学校が継続してＩＣＴ機器を有効活用することで、児童生徒の情報活用能力の育成と、学習への興味・関心の高揚や知識の定着を図ります。

(２)「こころをつなぐ」

ア 一貫性のあるキャリア教育の推進

本市では、キャリア教育を各中学校区で児童生徒の実態に応じた指導計画を立案し、９年間の学びを通じて自立した生き方を身につける教育活動を展開します。

キャリア教育を推進するにあたり、挑戦する心やふるさと意識の醸成、生き方、職業観を学ぶ教育の充実を図り、学習意欲の向上や生活習慣の定着に結びつけるとともに、社会人として自立していくことができる力の育成に努めます。

イ 一貫性のある全体計画、年間指導計画等の作成と実施

小学校の早い段階から、発達段階に応じて、児童生徒一人ひとりが自らの生き方について考え、夢を育むとともに、将来、社会人として自立していくために必要な意欲・態度や能力の育成を図ることが大切です。

そのためには、教科・科目や特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、現在行われている学校の教育活動全体をキャリア教育の視点で整理し、関連する諸活動を系統化する必要があります。

本市では、身につけたい力の焦点化・重点化を図った目標や課題の設定、学年間・学校間の系統性の整理、各教科や領域・行事等との関連の明確化等に配慮した全体計画・年間指導計画を確立し、９年間で一貫性のあるキャリア教育を推進します。

ウ ふるさと学習「なばり学」、地域教育資源を活用した体験学習等の充実

ふるさとを学ぶ活動や家庭や地域、企業等と一体となった体験学習等を通し、ふるさと意識を醸成し、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を育てます。

(ア) 名張市や各中学校区の歴史、文化、伝統、自然等の地域のよさを学習することで、児童生徒にふるさとを愛する心と誇りを持たせ、学びを地域に生かそうとする態度を育てます。

(イ) 家庭や地域、企業等の地域の教育資源を活用した職場体験学習等、実践的・体験的な学習活動を継続的に実施し、経済や社会、職業や仕事についての現実的な理解を深め、将来生きて働く力を育みます。

(ウ) 小中学校合同のあいさつ運動やゴミ拾い等の清掃活動、福祉施設訪問等、地域貢献活動の充実を図り、自己有用感や豊かな人間関係の形成に努めます。

(エ) コミュニティ・スクールの取組等を活用し、地域人材や企業等による教育支援の充実を図ります。

(オ) 児童生徒のキャリア教育を積極的に支援する取組について、研究・開発を進めます。

エ 多様な学習活動による社会性の育成

キャリア教育を推進する過程では、各教科や特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、現行行われている学校の教育活動それぞれで、キャリア教育の視点を取り入れ、教育活動を展開する必要があります。また、関連する諸活動を系統化することも大切になります。

本市においては、自ら課題を解決する力やコミュニケーション能力の育成を重視し、あいさつや協力の大切さの学習や異学年交流等、多様な学習活動を進め、人間性や社会性を養います。

各教科では、教科を学ぶ意義(なぜ学ぶのか、将来の生活や職業にどのように役立つのか等)を9年間で継続して教えることで、学習の成果を生きることや働くことに結び付けていきます。

中学校の生徒が職場体験等で学習した成果を児童に伝える合同学習など、児童生徒が同じ空間で学ぶキャリア教育の意図的・計画的な実践や、中学校教職員が小学校児童に、中学卒業後の進路選択や実現に向けた心構えについてアドバイスする場を設定するなど、小中学校のつながりを意識した教育活動を展開します。

また、異学年交流や地域貢献活動等、人との関わりを大切にした多様な活動を進め、他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップ等の資質・能力の向上を図ります。

これらの活動を推進していくためには、児童生徒の実態に応じて計画・実践すること、教職員の児童生徒へ適切な働きかけが大切になります。各中学校区では、発達段階を踏まえながら、具体的な目標や学習活動を計画するとともに、進路にかかわる教育相談機能の充実と、教職員のキャリア・カウンセリングのスキル向上を図ります。

(3)「人と人をつなぐ」

ア 豊かな人間関係を醸成する児童生徒の交流活動の充実

(ア) 異学年交流等の実施

家庭や地域における児童生徒の社会性育成機能の強化が求められる中で、ねらいを明確にした異学年交流は、児童生徒の社会性(思いやりの心、コミュニケーション能力等)やリーダーシップの育成、自己有用感、自己肯定感の向上につながる効果的な取組と考えます。

本市においては、どの行事を合同で行い、どのような配慮が必要かをしっかりと検討し、ねらいを明らかにした上で、学校全体のカリキュラムに位置づけて実施します。また、小学校と中学校の両方で取り組んでいる内容があれば、時期を揃えることで、一緒に活動することができます。

異学年交流の取組としては、例えば以下のようなものが考えられます。

- ・地域清掃、あいさつ運動等、小中学校段階を通じた縦割りの活動
- ・学習発表会、合唱コンクール等、学校間が連携した異学年交流活動
- ・児童生徒合同での地域行事の企画・運営
- ・児童生徒合同の体力づくり運動の実施

(イ) 児童会・生徒会による合同活動

児童会と生徒会が合同で活動し、小中学校のつながりを深め、子どもたちのよりよい人間関

係を構築します。また、それら9年間の活動により、自主性・社会性・自己有用感の醸成を図ります。

考えられる例として、中学校区子ども会議やいじめ撲滅集会、平和集会等の合同開催、ボランティア活動の合同実施などが考えられます。

(ウ) 小学校・中学校の合同授業の創造

児童と生徒が同じ空間で学ぶことは、生徒指導・学習指導上大きな効果があると考えられます。

本市においては、合同で行う体育や英語の授業、中学校の生徒が行う職場体験報告会への児童の参加など、小中学校の合同授業を開発し、展開します。

また、中学校の空き教室を活用した、小学生の中学校1日体験入学等を計画するなど、児童生徒が同じ空間で学ぶ機会を創造します。

(エ) 小学校段階の児童の部活動への参加

小学校では経験できない部活動を、小学校段階で経験することは、中学校への円滑な接続と中学校1年生における大きな変化を緩和する効果が期待できます。

児童の部活動への参加の仕方は、例えば以下のようなものが考えられますが、学校としての方針や施設の形態を考慮し、保護者の理解を得た中で進めるとともに、安全を十分確保する指導体制を構築する必要があります。

なお、休日における部活動の地域連携・地域移行に伴い、学校や地域の実情を考慮する中で対応を検討することが必要です。

部活動への参加の取組としては、例えば以下のようなものが考えられます。

- ・ 中学校の部活動の見学や体験の機会を設定する
- ・ 定期的または一定の期間、中学校の部活動に参加することを認める
- ・ 小学校において発達段階に即した独自の部活動を行い、中学校への円滑な接続を図る
- ・ 小学校教職員が中学校部活動の指導の補助をする

(オ) 教育課程、年間指導計画への位置づけ

児童生徒の交流活動を実施する学年・内容については、各中学校区の特色を生かして創意工夫を図ります。

また、実施した交流活動や合同授業等については、実施後の評価を適切に行った上で次年度の教育課程・年間指導計画に位置づけることで、継続的・組織的な教育活動となるよう活用します。

【取組上の留意点】

- ①本市の小中一貫教育の形態は施設分離型であることから、児童生徒の安全を確保した移動手段やそれに
かかる時間の確保等について、十分配慮、検討をしながら進める。
- ②積極的に保護者や地域に公開するとともに、学校生活支援ボランティア等による学校支援を効果的に活用する。

イ 校種を超えた教職員の協働による学校運営の充実

(ア) 合同研修の実施

- ・各中学校区で小中学校が合同の研修会を実施し、授業改善や学習・生活規律指導のあり方等について協議し、成果や課題を踏まえた小中協働した学校運営を推進します。
- ・全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力、運動習慣等調査、学級満足度調査等の各種調査結果を小中学校合同で分析し、9年間で進める具体的な改善方策を立案し、協働した実践につなげます。

(イ) 授業交流、授業研究の充実

- ・小中学校の教職員が互いの授業を参観することで、小学校の丁寧な板書やきめ細かな指導、中学校のより専門性の高い授業展開等、互いのよさを生かした指導の工夫や授業改善につなげます。
- ・各教科において「課題の提示とまとめや振り返りによる授業展開」を基本とした授業の流れについて、全教職員の共通理解のもと研究実践を進めます。
- ・授業実践を柱にした小中合同の研究を進めることで、教職員の授業力・指導力の向上を図ります。

(ウ) 学校運営・校務分掌等での協働体制の確立

- ・めざす子ども像の共有や中学校区の重点目標等を具体化するため、各中学校区での組織運営、校務分掌等の協働体制を確立します。また、校務分掌や研究体制等、校内組織の一元化についての協議を進めます。
- ・学びの支援、特別支援教育、生徒指導等について、個々の指導に関する連続性が保障されるよう、定期的に小中学校合同の委員会(部会)を開催し、検討を進めます。
- ・統一行事予定の作成、校務支援システムの効果的な活用等、実情に応じて協働の取組となるよう工夫改善を図ります。
- ・小中一貫教育推進の情報がわかりやすく発信されるよう、学校だよりやホームページの作成など効果的な情報提供に努めます。

ウ 学校、家庭、地域が一体となった豊かな教育環境づくり

これまで地域に支えられてきた学校づくりを基盤に、各中学校区の子どもたちの連続した学びを地域全体で支え見守るため、家庭、地域と連携・協働した教育活動を推進し、豊かな教育環境をつくります。

(ア) コミュニティ・スクールの推進

本市では、平成29年度から段階的にコミュニティ・スクールを導入し、令和2年度に市内全ての小中学校に学校運営協議会が設置されました。

コミュニティ・スクールは、小中一貫教育推進にも大きく関わり基盤となることから、地域と協働した教育活動の展開について検証を進めながら、小中一貫教育における地域とともにある学校づくりを推進します。

また、学校ボランティアを活用した教育活動を展開します。9年間を見通した指導計画・指導方法の検討に合わせ、学校ボランティア等の地域人材の活用方法についても協議し、協働した取組を実践することで、子どもたちへの学習支援を充実させます。

(イ) 保護者の連携活動の充実

小中学校の保護者が連携し、研修や様々な活動を合同で開催していくことで、小中学校9年間の中で児童生徒を育てる意識の醸成を図ります。また、PTA（保護者等の任意団体）等と学校が目標や課題を共有し、課題解決に向けた協働の取組をより一層進めます。

(ウ) 地域のよさや特色(教育力)を活かした教育活動の推進

本市では、中学校区それぞれに子どもたちの安全を守る活動や健全育成を推進する地域団体等が多く存在します。これらの団体や組織と学校が、子どもを取り巻く環境の現状や課題等を共有し、地域全体で子どもたちを見守り支える体制を確立します。また、お年寄りや就学前の子どもとの交流、地域の福祉施設への訪問や地域行事への参加等、多様な人とふれあう機会を創出し、豊かな人間関係の形成に努めます。

地域の歴史・文化等を有効に活用し、関係団体、企業といった地域教育力を最大限活かしながら、それぞれの地域だからこそできる特色ある教育活動を展開します。

10 中学校区における小中一貫教育グランドデザインの策定

- (1) 中学校区において、「めざす子ども像」を設定し、「めざす子ども像」を具現化するための方針や共通する具体的な指導内容、指導方法、方策等に関する全体構想を小中一貫教育グランドデザイン(以下「グランドデザイン」という。)として策定します。
- (2) グランドデザインの策定に当たっては、教職員が主体となって作成した原案をもとに、中学校区の小中一貫教育推進会議等における検討を行って策定します。その際、学校運営協議会で検討するなど、当該中学校区の保護者、地域住民等の意見を反映することができるよう努めます。
- (3) グランドデザインは、各学校運営協議会に報告するものとします。
- (4) グランドデザインは、中学校区の保護者、地域住民等に配布、回覧及び各学校のホームページに掲載するなどして内容の周知を行い、当該中学校区における小中一貫教育に対する意識の共有化に努めます。
- (5) グランドデザインは、策定後おおむね3年を目途に、適宜、見直しの検討を行うものとし、必要に応じて策定時と同様の方法、手順等に準じて修正を行います。

中学校区の特徴・児童生徒の実態 教職員・保護者・地域住民の願い(アンケート調査等の実施)

↓

めざす児童生徒像(案)の検討・協議 = 各中学校区の小中一貫教育推進会議、学校運営協議会

↓

めざす児童生徒像の具現化のための取組の方針、方策

中学校区で共通する指導内容、指導方法等の検討 = 各中学校区の小中一貫教育推進会議

↓

グランドデザイン(案)作成 = 学校担当者(小中一貫教育推進リーダー等)

↓

→ 教職員、保護者、地域住民へ配布、回覧。アンケート調査等の実施、集約

グランドデザイン(案)検討、協議 = 各中学校区の小中一貫教育推進会議、学校運営協議会

↓

グランドデザイン策定 → 教育委員会へ提出

[学校運営協議会の承認、教職員、保護者、地域住民への配布、回覧及び各学校のホームページに掲載等による
周知]

1.1 中学校区における小中一貫教育推進計画の策定

- (1) 中学校区において、「名張市がめざす小中一貫教育グランドデザイン」(名張市教育委員会策定)及びグランドデザインに基づき、各年度の小中一貫教育推進計画(以下「推進計画」という。)を策定します。
- (2) 推進計画の策定に当たっては、教職員が主体となって作成した原案をもとに、各中学校区の小中一貫教育推進会議等における検討を行って策定します。
- (3) 推進計画は、学校運営協議会に報告するものとします。
- (4) 推進計画は、各中学校区の保護者、地域住民に配布、回覧するなどにより内容の周知を行います。

各年度の小中一貫教育推進計画策定の手順

「名張市がめざす小中一貫教育グランドデザイン」・各中学校区小中一貫教育グランドデザイン	
▽	
年度「小中一貫教育推進計画(案)」作成	＝ 学校担当者(小中一貫教育推進リーダー等)
＊前年度１２月～	
▽	
年度「小中一貫教育推進計画(案)」検討、協議	＝ 各中学校区の小中一貫教育推進会議
※前年度１月～	
▽	
年度「小中一貫教育推進計画」	→ 教育委員会提出(当該年度５月、年度初の中学校区小中一貫教育推進会議終了後)
〔学校運営協議会に報告、教職員、保護者、地域住民への配布、回覧及び各学校のホームページに掲載等による周知〕	

１２ 小中一貫教育の実施

本市では、次の５つの視点に基づき、全中学校区で小中一貫教育を実施していきます。

なお、関係する学校間（特に小小連携）で５つの視点に関して情報を共有することが重要です。

実施に当たって生じた課題については、柔軟に対応していけるよう、毎年度、小中一貫教育に関する取組を評価し、改善を行いながら充実を図っていきます。

視点１ 「めざす子ども像」の設定	本市の小中一貫教育でめざす、子どもの「夢を実現する力」「社会を拓く力」の育成に向けて、中学校区内の現状と課題や家庭、地域の願いを踏まえた「めざす子ども像」を設定すること。
視点２ ９年間を見通す教育課程の編成	学びや育ちの系統性・連続性に配慮した９年間を見通した教育課程を編成すること。 【例】各教科のつながりの見直し 全国学力・学習状況調査の結果を分析・共有 学び方の共通事項を作成 小中学校で共通の視点を持った特別活動、総合的な学習の時間の実践
視点３ 家庭、地域との連携・協力の推進	家庭、地域との連携・協力を一層推進していくこと。 【例】小中学校合同でのＰＴＡ行事や地域行事の実施

視点4 小中学校合同の教育活動の活性化	小中学校合同の授業や行事等を設定し、異学年交流及び共同学習を一層推進していくこと。
	【例】小中学校合同の行事(運動会、文化的行事、遠足、ボランティア活動など) 小中交流活動、小小交流活動 相互の乗り入れ授業 小学校高学年等における教科担任制の実施
視点5 小中学校の教職員の連携・協働の推進	義務教育9年間の学びと育ちをつなぐ教職員の連携・協働を一層推進していくこと。
	【例】小中学校合同の研修会や授業研究の実施 中学校教員による小学校への乗入れ授業の実施 個別の支援計画や個別の指導計画等の共有による支援の継続

1 3 小中一貫教育の点検・評価の実施

- (1) 教育委員会は、市全体の共通評価項目の設定及び実施方法等を含む点検・評価を実施します。
- (2) 教育委員会は、各年度1回全市一斉の評価を実施し、評価結果を含む研究等資料等を作成します。
- (3) 中学校区小中一貫教育推進会議は、取組の評価結果を基にPDCAサイクルによる改善方策及び次年度の小中一貫教育推進計画の検討を行います。

点検・評価の流れ

P=小中一貫教育推進計画 (4～5月)	D=取組、実践	C=評価 (12月頃)	A=評価結果による改善策の検討 (1月～)
------------------------	---------	----------------	--------------------------

1 4 小中一貫教育の教職員研修の実施

- (1) 教育委員会は、教育センターを中心に小中一貫教育に係る教職員研修の体系化を図り、教職員の支援に当たります。
- (2) 教職員は、教育委員会または中学校区が主催する小中一貫教育に係るいずれかの教職員研修に参加します。

15 小中一貫教育推進組織の設置及び役割

(1) 学校教育室及び教育センター

小中一貫教育の全体推進、調整及び点検・評価の実施、教職員研修の実施を推進する中核となる機関とします。

(2) 名張市小中一貫コミュニティ・スクール推進協議会

教育委員会は、「名張市小中一貫コミュニティ・スクール推進協議会設置要領」に基づき、小中一貫教育の推進・充実に向け教育課程、環境整備等に関する方策について検討し、推進の方向性を示します。

(3) 名張市小中一貫教育推進委員会

教育委員会は、「名張市小中一貫教育実施要項」に基づき、名張市小中一貫コミュニティ・スクール推進協議会の下に名張市小中一貫教育推進委員会を設置し、小中一貫教育の推進・充実のため、各中学校区の進捗状況や課題等について具体的に情報共有を図ることとします。

具体的には、市内全中学校区の小中一貫教育の実施体制・実施方策、小中一貫教育に係る点検・評価、その他の小中一貫教育の効果的な推進に必要な事項の検討を行う組織とします。

(4) 中学校区小中一貫教育推進会議（中学校区により異なる名称もある）

ア 組織構成

(ア) 学校関係者のほか、中学校区の実態に応じて、保護者代表・地域の代表・学校運営協議会が適当と認める者で構成します。

(イ) 学校教職員から小中一貫教育推進リーダー（以下「推進リーダー」という。）1名を指名し、当該学校の校務分掌に位置づけるものとします。推進リーダーは、各学校の小中一貫教育コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）と連携し、全体推進の取りまとめ、連絡・調整を行います。

(ウ) 各学校は、コーディネーター1名の教職員を指名し、校務分掌に位置づけるものとします。コーディネーターは、推進リーダーと連携し、各学校における取組の推進役を担います。

イ 運営

(ア) 中学校区代表校長が推進会議の事務を統括します。

(イ) 中学校区代表校長が招集し、学期1回、年度3回開催することとします。ただし、中学校区の実態により、必要に応じて開催するものとします。

(ウ) 中学校区代表校長が指定した学校に事務局を置き、会議運営等の庶務を所掌します。

(エ) 学校教育室指導主事等が参加し、指導・助言・支援にあたります。

ウ 主たる業務

(ア) 小中一貫教育グランドデザインの検討

(イ) 各年度小中一貫教育推進計画の検討、各中学校区における取組の全体調整

(ウ) 小中一貫教育の取組の進捗状況の把握、点検・評価（PDCAサイクル）

(エ) 小中一貫教育の取組の取りまとめ（年度1回）

(オ) その他、部会検討事項を含む小中一貫教育に係る必要な事項

エ 部会構成、役割

部、班、係等の設置

各中学校区の実態に応じ、推進会議及び各部会内に必要とするその他の部、係、班等を設置することができます。

(5) その他

教育委員会は、各中学校区での取組の現状についての状況把握や連絡・調整を図るために、必要な会議等を招集することとします。